市民オンブズマンわかやま

発行日 2008年11月17日 発行責任者 畑中 正好 連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内 FAX 073-433-2767 TEL 073-433-2241 http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

ー運転手雇用代と燃料代を返還

代と運転手雇用代

した。 月2日、 住民監査請求を行い 雇用代の返還を求める て選挙カー 代と運転手 次の追及とし ま

そこで、 私達は、 10 行為の 当するとし 自 けるのは 動車

Ö

有料運送

に 法

l١

て、

違

挙カー としています。 を貸した自動 岸本県議 に

ば

できない

行

治のであ

ると監督官庁である

住民監査請求では

は、私達が行った選挙 たとおり岸本県議 前号の1面に掲載 たとする選挙カー 返還を求める理 岸本県議 が雇 由 用

が禁止してい 挙 力 | 5 仮に、 用で 運転手の派 ないとしても、 を借りた業者か 運転 道 派遣を受

と全額の返還を求めた

いるとして、真の説明 正請求の疑惑が生じて 及び燃料代に関して不

公開質問に対する回答

路運送法 る自家用 ます。 は許 益 わざる得ず、 さ れ

県議 の貸渡行 会社が行っていた岸本 大臣 さらに、 に対する選挙カー の 許可 為は、 そ を得 の 玉 自 なけ 土交 動 車

経費を公金で負

お許され

ない

燃料代6万6150円の全額を返還しました。 羽による

追及を

受けて、 雇用代、燃料代の公金請求が不正だとする私達の公開質問や住民監査請 岸本県議らは、 選挙運動費用が公費で負担される選挙カー代、運転手 10月下旬、その内、運転手雇用代11万2500円と

運

輸支局が

明

言

同県議は、これまでにもポスター作成代の一部約58万円を返還してい

転手はカラ雇用であり、 手がカラ雇 タカー 利益 を得ており、 00円に として Ϊź U して 会社から借りて も そ 約7万50 の お の 又貸し びぼる高い ij 車を 不当と言 その レ 利

を公金で負担するの いとして

す。 る結果は12月初めころ 住 民監 查 請求に 対 す

法な行為に公金では違法行為であり してい て 歌 い 山 が未返還 得ずに貸し 査請求は継 額全額を県に返還。 雇用代と燃料代の受領 岸本県議らは、 するのは許され しかし、 その後10月下 るとして、 ですので、 続して 渡し 選挙カー 運転手 ij 許可を で負 な た 旬 に、 行為 しし しし 担違 監代 ま



畑中 分だったということにな でも、今回の発覚で、あ 調査と改善策では不充 ええ、そうでしたよ。

阪 谷

ば

たのでしょうか。 二度 97年の時の反省 ぱ

ij

97 年の

> の 不正

同じですよ。

阪 谷 IJ ますね。 流行も10年でめぐっ

井上 不正も流行と一緒 てきますからね。 で

を期すと言っていたのじ ることのないように万全 とこのような事態が起こ

なかったですか。

迫 間 めぐると。 いやいや、 再び復活

いたと考えられますよ。 しろ、前の時から続いて した手法というよりはむ

畑中 充分、 その可能性あ 畑中

迫間 井上 え....、そんな。 りますね。 97年の時の不正の消

している点でも同じです 虚偽の公文書を作成

でしたからね

ピー用紙」の「カラ購入」 耗品の主な手口も、「コ

は翌年度に納入させたの として公金を支出してい その 現年度に納入させた 他 に İţ

た手口も

あったようで

とは異なる商品を納入さ

井上 う。 を作成しているのでしょ それも虚偽の公文書

阪谷 額金が県費ということで 円だったそうで、その差 ち、補助金が約590万 せんよね。 業のみの不正とはいえま しょう。 不正額約970万円のう 不正は国費の補助事 物品購入での

迫 間 あるということ言えます 不正支出があった疑いが るということは、補助事 そう言うこと。その点が 業以外の県費の支出にも と、支出自体に不正があ 重大な問題なのですよ。 なるほど。そうする するどい、ですね。

畑中 そうみるのが普通で そりゃーそうですね。 架空取引をし、発注

すると、実際の取引を管 したりしていたことから

せたり、

迫間 井 上 裏帳簿か.....。

畑中 政とはいえませんよね。 しかし、残念ですが、 でないと信頼に値する県 をすべきだと.....。 私も同感です。そう 全

理する裏の帳簿があった 可能性もありませんか。

ないですからね。 と実際の取引が管理でき きませんよ。 そうでない その可能性は否定で

阪谷 そうすると、会計 県は、あらためて、県費 ですか。私思うのですが、 査院の指摘は氷山の一角 検

今のところありません。 庁調査するという話は、 の支出も対象に全庁調査

期をずら 井上 えー、 阪

迫間 畑中 当然するのでしょう。 公開請求を行いました。 それは早い。 一部の資料について 私達の独自調 もちろんです。すで

畑中 うから、根気のいる作業 書類上は、正規の支出の れから分析です。しかし、 くは時間が必要です。 になります。応援よろし ように装っているでしょ 資料の収集にしばら そ

井 上 谷 それはい でしましょう。 呼びかけて楽しくやり しょう。 市民のみなさんにも ιį ŧ

県費の支出も対象に

全庁調査は必要不可

が指摘されました。その内、補助金分は3624万円年間に総額7938万円 (事業費ベース) の不正経理 のまま業者に預けているケースがあったという。 だと言われていますが、差額は県費の支出金。 行為に不正がなかったのかが改めて問われます。 の手口は「預け」や「差し替え」を行っており、 今回の座談会では、この問題を取り上げます。 和 歌山県は、 会計検査院から、 02年度~06年度の 消耗品 現 金

購入で「預け金」 その内訳として、 ースで約7938万円。 と分かりますか。 ましたが、内容的なこ 不正金額が事業費べ 県の不正経理が やっ 物品 発覚 差

迫 間

阪

谷

異なる商品を納入させる L١ 張費に約1500万円 不正金が約970万円、 し 替え」という発注とは 国 補助が認められない出 [の補助が認められな 件費に約5500万

れ

ていないのに

納入され

阪谷

金額の問題ではない

迫間 畑中 う。これらは、支出行為 替え」が問題なのでしょ 為自体が不正というのも 不正だけでなく、支出行 道されていました。円などがあったように た物品が実際には納入さ 手口分かりますか。 でしょう。「預け金」の 自体の不正の疑いが濃厚 あったことですよ。 費の充当が認められない 示するなどして、契約し 「預け金」や「差し 業者に架空取引を指 問題点は、単に、 玉 報

> 井 上 うようです。 約した物品とは異なる商 品を納入させる手口をい を作成して公金を支払 して保有させ、後日、契 い、当該金員を預け金と たとする虚偽の関係書類 ひどいですね。 業者

畑中 その手口による不正 す。これはおそらく、業 たとは。 だと思われます。 は約135万円だそうで に架空取引を指示してい 残金として残っている分 者の帳簿に「預け金」の

> 井 引を指示するようなこと あってはなりません。 でしょう。業者に架空取 行為ですよ。 ているのですから、 書を作成して公金支出し それは、虚偽の公文 犯罪

畑中 迫間 「差し替え」の手 す。 どんな方法で..... ていた手口をいうようで は異なる商品を納入させ で公金を支払い、発注と 金」と同じで架空の取引 公金の支出は、「預け 法

迫 間 いのと違いますか。不正ても許されることではな 品が納入されていたとし に公金を支出しているの ですから。 仮に、 後日、 別 の 商

井 Ė それらの手口はやっ 17:1

計 松沁 額 約 3 27

雑賀光夫議員】 選挙カー代



選挙カー代

金5万5800円

【岸本健議員】

清水和子氏

原日出夫議員】

【前芝雅嗣議員】

選挙カー代

金3万5700円

選挙カー代

金5万9200円

ポスター 作成代

金50万8400円

ポスター 作成代

転手雇用代 金58万5340円

燃料代 金11万2500円

【多田純一議員】

藤井健太郎議員】

山田正彦議員

選挙カー代

金8万1000円

選挙カー代

金10万7325円

選挙カー代

金6万0210円

金6万6150円

選挙カー代

選挙カー代

金7950円

金9000円

金3万4425円

谷洋一議員】

藤山将材議員

選挙カー代

金8895円

【向井嘉久蔵議員】

ポスター 作成代 金70万020

0円

選挙カー代 金 4 8 0 0 円

327万円に及びました。 総計では、 返還者23名の延べで24名の返還額が約

で返還額が計約179万円。選挙カー代が返還者22 経費毎の内訳では、ポスター 作成代が返還者3名

選挙カー代

金6万4200円

返還額が約11万円です。 名で返還額が計約123万円。燃料代が返還者2名 で返還額計約13万円。運転手雇用代が返還者1名で

作成代と選挙カー代の2経費計約70万円を返還した 向井嘉久蔵県議でした。 本健県議であり、次いでワースト2位は、ポスター 雇用費、燃料代の3経費の計約76万円を返還した岸 返還額ワースト1位は、ポスター作成代と運転手

新島雄議員】

選挙カー代

金5万4540円

- 5 -

世耕参議員,仁坂知事, 県議ら 返還者のべ24名

一本健県議 3経費計約76万円

道により、相次いで発覚し、県内の議員らの返 還が続いています。 をめぐる不正(過大)請求が、私達の追及や報 選挙カー代、運転手雇用費、選挙カー燃料代) 選挙の公費負担制度(選挙ポスター作成代)

ースです。 際の代金よりも多く偽り請求・受領していたケ これらは、いずれも負担対象外の代金や、実

作成した契約書の届出と、候補者発行の証明書 あり、重大な問題なのです。 す。従って、候補者の不正と同視できる問題で が添付されていなければできない請求なので 領した形にはなっていますが、候補者と業者で また、これらの不正請求は、業者が請求・受

06年知事選挙

【仁坂吉伸知事】

【大沢広太郎議員】

燃料代

選挙カー代

金12万2285円

選挙カー代

金4万0050

円

、小川武議員】

奥村規子議員.

選挙カー代

金8万3835円

奥村規子議員)

選挙カー代

金10万620 0 円

【片桐章浩議員】

選挙カー代 金7万2495円

金6万615 0

円

選挙カー代 金6万42 0 0 円

世耕弘成参議

選挙カー代

金12万1485円

関する既返還額やその予定額などを掲載しま

た知事選挙、県議補選、参議院選挙、県議選に

現在までに明らかになった18年以降に行われ

07年県議選

【浅井修一郎議員】 選挙カー代

金6488円

【江上柳助議員】

選挙カー代 金3万321 · 9 円

分 滞

配当が10月にあり、 の議員報酬の第4 差押えている旅田卓宗市 昨年分に引き続き今 旅田市 一回目の 酬が旅

議

減縮され れるようになっているのに 田市議に直接支払わ ζ 約 10 万円 の 報

> えます。 く糾弾されるべき行為と言 言語道断であり、 厳

履行しない旅田市議

の滞納

市民として当然の義務

8万円になりました。 掲の一覧表のとおり、 の配当により計約10

差押えによる取立金

は

市議報酬からの取立状況一覧表

納による差押えはこれで3

議の住民税や国保料の滞

度目です。

支払われていませんでした

今回は、

差押え範囲が

直

接旅

派田市議.

には

まっ

たく

全額差押えられてい

たので

これまでは、

議員報酬が

令があったからです。

旅田

00円で議員報酬の差押命

含め国保料全額

の

68

万39

分かりました。その滞納分 分から滞納していることが 6

月30日納付期限の第1期

年度分の国民健康保険料を、

が、

債権者	債権額	債権の種類	これまでの	今回の	取立計	残債権額
			取立金	取立金		
和歌山市	421,730	国保料	421730		421,730	0
和歌山市	496,400	住民税	496,400		496,400	0
オンブズ	254,540,14	石泉閣賠償金	0		0	254,540,146
	54,296,677	上記損害金	5,282,865	2,374,009	7,656,874	46,639,803
和歌山市	110,000,00	石泉閣賠償金	1,884,551	845,540	2,730,091	107,269,909
取立金計			7,167,416	3,219,549	10,386,965	408,449,858

石泉閣損害賠償金の取立額総計 10,386,965 円

県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

この間、10月28日に裁判が行われました。この日、最後の一人の元議 員の主張がなされ書面が提出され,これにより元・現議員全員の主張があ ったことになります。

また、相手方の主張に伴う証拠書類も一部提出されました。

今後は、相手方が主張に伴う証拠書類を提出、当方の反論に対する反 論などがなされる予定になっています。

次回は、来年の1月27日午後1時30分からの予定です。

万1500H

残金全額を返還しました。 でしたが、10月下旬に至りようやく、受領していたハイヤー契約による 公費負担上限額45万1500円全額を返還する意向を示し、 について芝本市議らは、7月下旬に看板費用のみしか返還していません 7月1日付毎日新聞の報道により明るみになった選挙カーの不正問題 10月29日に

選挙カーの不正請求は、選挙 イヤー 会社とハイヤー 契約を りたにもかかわらず、別の八 カーをレンタカー 会社から借 ヤー契約はせず、自家用自動

一求めない

の取材に対し、「全額を返還

ことが明らかな不正でした。

て、この差額金を騙し取った

さらに、芝本市議が、記者

報道によると、芝本市議の

社長が、「芝本氏側とはハイ 正に受領していたこと。 また、そのハイヤー会社の

して、公費負担の上限額を不 受領している45万1500円 費用28万2500円、看板費 の内訳が、「運転手2人分の 車運行管理契約として、運転 用5万9000円、レンタカ 手2人を派遣」したといい、 代11万円」だったと説明し

> られていました。 する」と謝罪したことが報じ

ル代、運転手雇用代、燃料代 如く偽って公金請求を行い、 それがあたかも真実の契約の 空のハイヤー契約を作成し、 出をし、その契約に基づいて 芝本市議らの不正は、正規に の各代金が仮に上限額だった は、個別に負担されるレンタ のレンタカー 契約の場合に 1500円が負担されるもの ハイヤー 契約では上限の45万 べきところ、これとは別に架 実際に使途した費用を請求す は、レンタカー契約として届 これらの報道からすると、

まま推移。 0円のみしか返還せず、 板費用に相当する5万900 芝本市議は、7月下旬に看 その

ところでした。 問をする予定で準備していた することを9月のオンブズマ 還がない限り許されないと判 ン例会で決め、まず、公開質 ラ契約で公金詐欺が明らかな 不正の是正としては全額の返 そこで、私達は、 刑事告発も視野に追及 架空のカ

甘く、有権者としても納税者 が、カラ契約の是正を芝本市 としても許し難く、 が分かりましたが、その対応 議らに求めようとしないこと します。 その過程で、和歌山市選管 遵法精神に薄く、不正に



約の方が20万5450円多く

公費負担される制度を悪用し

しか負担されず、ハイヤー契

としても24万6050円のみ

当面の予定

11月17日 PM 4:00~ 二ュース発送作業日 11月26日 PM 6:00~ 第4回全員会議 12月22日 PM 4:00~ 編集会議 1月19日 PM 4:00~ 二ュース発送作業日 1月27日 PM 1:30~ 県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟第7回裁判 1月28日 PM 6:00~ 第5回全員会議

次回会員会議のご案内

日 時 11月26日(水)午後6時~

場 所 和歌山市勤労者総合センター

(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい